無店舗取次店を営業される方へ

無店舗取次店についてはクリーニング業法により、次のように定められています。

１　営業者の衛生措置等（第３条関係）

①　業務用の車両を清潔に保つこと。

②　洗濯物を洗濯又は仕上を終わったものと終らないものに区分しておくこと。

③　伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのある洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておくこと。

２　利用者に対する説明義務等（第３条の２関係）

①　営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。

②　営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、厚生労働省令（※）で定めるところにより、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければならない。

※　苦情の申出先の明示

苦情の申出先となるクリーニング所又は無店舗取次店の名称、クリーニング所の所在地又は車両の保管場所並びに電話番号を記載した書面を配布すること。

なお、届出事項に変更を生じたとき、又は営業を廃止したときは、営業者は速やかに届け出てください。

（問い合わせ先）
広島市保健所環境衛生課
〒732-0043　広島市中区富士見町１１番２７号
Tel　（082）241－7408
Fax　（082）241－2567